

報告 1月16日 能登半島地震、原子力防災訓練、再稼働等に関し、京都府へ申し入れ

原発震災が起これば避難できない現実が示されたにもかかわらず

## 危機感なく「原発はエネルギーの中核。国が対応すべき」

1月16日、能登半島地震、原子力防災訓練、再稼働、使用済燃料問題に関し、京都府に申し入れを行いました。市民側は京都府民4名（宮津市1名、京都市3名）、大阪府民3名が参加。府は災害対応等があり、原子力防災課の安原参事1名が出席しました。府庁にて1時間、質問・要望書\*を提出し、やり取りしました。



能登半島地震により、原発震災が起きたら避難計画が成り立たない

現実が如実に示されました。高浜原発の近くで能登半島地震のような地震が起これば、京都府の避難区域の道路も陥没等で集落が孤立し、避難は不可能になってしまいます。高浜原発30km圏の宮津市からの参加者は、原発震災が起きたら福島原発事故のようになり、避難もできず被ばくしてしまうことになるかと訴えました。このため、関西電力の全ての原発の運転は停止すべきと表明し、再稼働等に対する事前了解権を改めて強く求めるよう要望しました。

また、昨年11月26日の京都府原子力総合防災訓練の監視行動で見た問題点を指摘しました。乳幼児の汚染検査を行うこと、汚染検査の測定値を避難者に知らせること等を求めました。

※ 能登半島地震、11月26日の原子力防災訓練、原発再稼働等に関する質問・要望書(24.1.16)

提出2団体（原発なしで暮らしたい宮津の会／避難計画を案ずる関西連絡会）<https://x.gd/cncRL>

### ◆能登半島地震を目の当たりにしながら「原発の安全確保は国が行うべきこと」

関電の全ての原発の運転に反対してほしいとの要望に対し、府は、原発はエネルギーの中核なので、原子力の活用は国が責任をもって対応すべきと回答しました。今、原発震災が起きたら府民の安全を守れないことは明らかであるにもかかわらず、全く危機感のない姿勢でした。再稼働等の事前了解権についても、国に強く求めていると、これまでと同様の回答しかしませんでした。

府は今回の地震発生後、現地支援を行っています。安原参事も現地に行ったとのことでした。私たちは、防災課は現地の実態をリアルに知っているのだから、原発震災が起きれば、府民の安全を守れないと知事に伝えてほしいと訴えました。しかし、情報は知事に上げており、国に安全対策は要望していると述べるにとどまりました。安全対策を要望するだけでなく、府民を守るため原発は動かすべきでないとは表明するよう求めましたが、原子力は国全体で考えられるべきものと答えるだけでした。

私たちは、今回のような地震が高浜原発を襲って事故が起きた場合、府民を安全に避難させることができるのか尋ねました。府は、避難計画を見直していき、守れるよう努めるとしか答えませんでした。このため、現状では安全に避難させることができないということなのだから、原発の運転に反対するよう強く求めました。

### ◆中間貯蔵、敷地内乾式貯蔵は「今後の動きを注視する」と傍観

行き先のない使用済燃料を増やさないようにするため、中間貯蔵、敷地内乾式貯蔵に反対するよう求めました。府は、これらについては関電から直接報告を受けているが、今後、具体的な議論がされていくようなので、動きを注視していると述べるだけで傍観する姿勢でした。このため、乾式貯蔵を認めれば使用済燃料がなし崩し的に増えていくので府民にとって非常に大きな問題だと訴え、住民説明会を開くよう求めました。しかし、情報を集めているところであり、地域協議

会を開く予定もないと述べるだけでした。使用済燃料問題に真剣に向き合う姿勢はありませんでした。

#### ◆防災訓練を踏まえて：「乳幼児の検査は徹底する」「甲状腺検査は具体化を求めている」

昨年 11 月 26 日の京都府原子力総合防災訓練の問題点について、以下のやり取りをしました。

#### ◇安定ヨウ素剤事前配布について「能登半島地震を踏まえて検討する」

府は、安定ヨウ素剤について U P Z では緊急時配布を原則としており、訓練で住民は一時集合同場所まで行って安定ヨウ素剤（代用の飴）を受け取りました。私たちは、原発震災が起これば、住民は避難できないまま被ばくしてしまうため、少なくとも、U P Z 住民に安定ヨウ素剤を事前配布するよう求めました。ところが、事前配布は緊急時配布が困難な地域が対象となっており、各市町の意向を踏まえて判断していくと、今回の地震が起こる前と変わりのない回答をしました。

このため、宮津市からの参加者は、宮津は高齢化率が非常に高い上、さらに地震で道路が寸断されたりすればとても避難できないため、全域が緊急時配布は困難であり、事前配布が必要と訴えました。この回答は今回の地震を踏まえたものなのか、それを踏まえれば、事前配布の対象を抜本的に見直すべきことは明らかではないかと問いました。しかし、安定ヨウ素剤の配布方法は常に検討しているとしか答えませんでした。

このため、府の U P Z が今回の地震のような事態になるのを想定して検討するよう強く求めました。すると、ようやく、今回のような事態となったら緊急時配布では間に合わない可能性が非常に高いと認めました。多数の道路が寸断する事態が実際に起きているので、この事実を踏まえて検討すると答えました。

#### ◇乳幼児の汚染検査は「しっかり行わなければならない。優先し、徹底していく」

訓練で、府はベータパネルという測定機器で汚染検査を行いました。しかし、ベータパネルは体の小さい乳幼児の測定はできません。このため、訓練では幼児の測定は、サーベイメータで行おうとしました。しかし、幼児が嫌がり、測定できずじまいとなりました。私たちは、放射能の影響を一番受ける幼児を測定していないのは非常に大きな問題だと訴えました。これに対し、府は、乳幼児の具体的な検査方法を検討していると答えました。

このため、放射線の影響を極めて受けやすい乳幼児の検査方法は優先的に決めるべきであり、未だに検討中というのは許されないと訴えました。府は、乳幼児を優先し、しっかり検査しなければならぬので、今後は徹底していくと答えました。

#### ◇「避難所での甲状腺検査は国に具体化を求めている。具体化され次第、訓練で実施する」

訓練で甲状腺被ばく線量検査は実施されませんでした。このことについて府は次のように回答しました。国の「実施マニュアル」は策定されたものの、どのように実施していくか国が具体化していないため、国に具体化を求めている。今後府としても、必要となる計画やマニュアルの策定を進めていく予定だ。このため、今回の訓練では甲状腺検査は行えなかった。

これに対し、国はいつまでに具体化するのか尋ねました。府は、国とやりとしているのは健康福祉部なので、原子力防災課では把握できていないが、具体化され次第、訓練で実施していくと答えました。

#### ◇「汚染検査の測定値は、国のマニュアルで避難者に知らせるようになってない」

汚染検査について国の指針では、車両と代表者が基準値を超えない限り、乗員全員の検査はしないとしています。訓練でもこの方法がとられました。また、検査しても測定値は避難者に知ら

されませんでした。このため、全員を検査し、全員に測定値を知らせよう求めました。府は、今の検査方法は、調査・研究に基づいた国の指針に従い、迅速に避難でき、信頼性があるものと考えていると答えました。測定値を知らせなくても、基準値以下であることを示す通行証を渡すからよいとしました。



これに対し、被害が出たときの証拠にならないので1人1人の測定値を知らせないまま済ませるのは非常に大きな問題ではないかと問いました。しかし、通行証のみ渡す運用にしているからと繰り返すだけでした。

福島原発事故の避難者には、避難時の汚染検査で測定器の針が振り切れるほど被ばくしたにもかかわらず、測定値の記録が残されなかったため、甲状腺がんになっても因果関係が認められていない人がいます。私たちはこのような事実を紹介し、測定値を知らせることは絶対に必要と訴えました。

また、除染の基準値が高すぎるので見直すよう求めました。しかし府は、国が調査研究に基づき避難の迅速性を損なわないように定めていると答え、見直す姿勢を示しませんでした。

#### ◇「拭き取りだけで十分に除染できる。バスの流水除染は除染を迅速に行うため」

訓練でバスの除染は流水除染が行われました。発生する汚染水の責任はどこが持つのか尋ねると、府は、関電が回収し処理することとしていると答えました。

一方、バス以外の車両の除染は拭き取りのみだったので、流水除染が必要ではないかと問いました。府は、国の研究結果で拭き取りと流水で差はないとされ、国が拭き取りを基本としているからと国の言い分をそのまま受け入れる姿勢でした。一方、バスで流水除染したのは、バスは拭き取るのに時間がかかるため、拭き取りでは十分に除染ができないためではないとしました。しかし、国の研究結果はタイヤ側面を除染した時の比較であり、溝のある接地面の除染を比較したものではありません。

#### ◇「会場設営は事故時も業者に依頼するが、その業者は決まってない」

府は、訓練での汚染検査会場の設営を、一般競争入札で落札した業者に委託し、前日から行いました。このため、業者に委託せず、自治体職員のみで、事故発生後に短時間で設営できるよう訓練しておかなければ、実際の事故時に対応できないのではないかと問いました。府は、実際の事故時は、流水除染用の足場の設営など業者にしかできないところは、対応してもらえる業者に個別に依頼することになると回答しました。また、全面緊急事態になった時点で汚染検査会場を決め、放射能放出後の避難開始に備えるとなりました。

これに対し、会場設営まで時間の余裕があることを前提にした回答だが、事故発生当日に避難開始となることもあるのではないかと尋ねました。府はそのような時は、業者だけに頼らず、机や椅子を並べるなど職員にできることは職員ですと答えました。

対応できる業者に依頼するとの回答に対しては、依頼する業者は決まっているのかと聞きました。府は、決まっておらず、協定を結んでいる業者もないと答えました。これでは、実際の事故時に役に立たないことは明らかです。

2024.1.27 原発なしで暮らしたい宮津の会／避難計画を案ずる関西連絡会

この件の連絡先：グリーン・アクション 京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL 075-701-7223

・避難計画の部屋 [https://www.jca.apc.org/mihama/bousai/bousai\\_room.htm](https://www.jca.apc.org/mihama/bousai/bousai_room.htm)